

第五十八回国会 衆議院 物価問題等に関する特別委員会議録 第七号

昭和四十三年四月十六日(火曜日)
午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 八百板 正君

理事 小笠 公昭君 理事 金子 一平君

理事 砂田 重民君 理事 唐橋 東君

理事 武部 文君 理事 和田 耕作君

青木 正久君 廣川シズエ君

村山 達雄君 山下 元利君

伊賀 定盛君 有島 重武君

出席政府委員

公正取引委員会 山田 精一君

委員 八塚 陽介君

経済企画庁国民生活局長 今村 謙君

厚生省社会局長 岩田 幸基君

委員外の出席者

経済企画庁国民生活局消費者行政課長 岩田 幸基君

厚生省環境衛生局長 野津 聖君

厚生省環境衛生局長 神林 三男君

厚生省環境衛生局長 小高 愛親君

厚生省環境衛生局長 内村 良英君

農林省農林経済局参事官 安尾 俊君

農林省農政局植物防疫課長 谷村 昭一君

通商産業省企業局消費経済課長 谷村 昭一君

本日の会議に付した案件

消費者保護基本法案(砂田重民君外二十四名提出、衆法第二二一号)

○八百板委員長 これより会議を開きます。
消費者保護基本法案を議題といたします。
前日に引き続き質疑を行ないます。

○武部委員 昨日砂田委員のほうから各関係法についていろいろ質問がありましたので、できるだけ重複を避けたいと思います。

関係法令の質問に入ります前に公取の委員長にお尋ねしたいのですが、何回か申し上げるうちに、当委員会でも再販の規制問題について、長い期間かかっている公取の見解等をただしてき

たわけでありました。去る二月二十九日、当委員会でも、再販の新法を提出することを見送ったという

ことについて、私は公取の今後における具体的な方針についてたまたまわけでありましたが、その際

に山田委員長は、再販の許容品目を大幅に整理を

して、さらに再販行為が許される品目についても

その監視をきびしくしたい、そのことが一昨年の

物懸の提案の趣旨に沿うものであると同時に、一

般消費者の期待にも十分こたえることができる

という趣旨の答弁をされたわけでありました。その後

当委員会においては、再販問題については二月二

十九日の委員長の答弁を最後にして、この問題は

一応公取の態度を見守っておったわけでありま

す。今日この再販の洗い直し、整理の問題につ

いてはどうなっておるか。当時の発言によれば、

大体一月あれば四千種にのぼる商品の洗い直しは

できる、こういう発言があったのでありますが、

その点をちょっと最初にお伺いをいたします。

○山田政府委員 お答えを申し上げます。

約一カ月の予定をもって目途をいたしまして洗

い直しの作業を急いでまいりましたのでございま

すが、その後多少予期しなかった事態が出てまい

りました。一つは、外国系の有力な企業が、化粧品

でございますが、出てまいりますことがございま

したと、それから輸入が、これも化粧品でござ

いますが、自由化せられますと、それから第三

には、御承知のように化粧品の小売り業界におき

まして、自分たちの死活問題であるという声が強

く出てまいりましたことがございまして、私も

といたしましては、零細なる小売り業者の保護も

明らかに一つの法益でございますので、それらの

点を新しく勘案いたしまして十分慎重に検討をい

たしてまいりたい、かように思いましたために、

結論を出しますのが多少おくれまして今日に至つてお

るわけでございます。

○武部委員 十一日の日に公取の委員長は新聞記

者会見をされて、いま申し述べられたような趣旨

のことを発表されておることを承知いたしてお

ます。少なくともこの再販の新法問題が取り上げ

られた際に、またその論議の過程を通じて、外国

の有力商品が入ってくるだろうということを私

ども予測しておったのです。さらには、自由化

の問題についてもそういう動きが政府内部にあつ

た。第三点の小売り業界の死活問題だとおっしゃ

るけれども、少なくともこの再販の新法が出る過

程で、これはすでに一年も前から、こうした問題

についての、たとえば新法が出た場合、あるいは再

販の二十四条の二が削減した場合、さらには洗い

直しをして商品の大多数がなくなった場合、小売

りの業者はどういう影響が出、メーカーにどうい

う影響が出る、こういうことはいままでに当然わ

かっておったことだと思ふのです。それがござい

らいまの段階において、少なくとも一カ月の期間が

あればとおっしゃつたけれども、すでに洗い直し

というものは、去年のあの再販の新法が提出を見

送られた以後、このような努力は当然公取の内部

で行なわれておったと私は想像しておったわ

けであります。突然このようなことが出た背後に

私はいろいろなことを想像するわけです。それは

あくまでも想像であります、ここでこの際にお伺

いしておきたいことは、委員長の言われたその新

聞記者との発表の中で私ちょっと意外に思うので

すが、産業構造審議会——通産大臣の諮問機関で

あります産業構造審議会の意見を徴するとか、は

かるとか、新聞の書き方はまちまちでありますけ

れども、そういうことが出ておるわけです。私

ちょっと意外に思うのでありまして、これは一体

何のことなのか、そういうお考えがほんとうにあ

るのか、まずこれが一点。

それから第二の点は、業界紙であります、業

界紙によると、自民党の政調会からこの再販の規

制に関して慎重を期するような申し入れがあつ

た、したがって、自民党の態度待ちだというよう

なことも業界紙にはつきり書いてある。少なくと

もいままでの論議の過程では、このような政党の

問題というのはいつも出ていなかった。これは与

党といわず野党といわず、そうしたことについて

の発言は皆無であつたわけでありました。あくま

でも公正取引委員会が、公正取引委員会としての立

場から、そのような物懸の提案を生かすためにそ

ういう努力をしてこられたと私も思つておつた

わけですが、これは業界紙ですから真偽のほどは

不明でございますけれども、こういうことが次々

と出てくる。このことについてひとつ公取委員長

の見解をお聞きしたい。

○山田政府委員 最初の産業構造審議会のことで

ございますが、私、新聞記者から質問を受けまし

たときにこたへが足りなかつたのでございま

して、これは、産業構造審議会の流通部会ですで

に御意見が出ておるような点もあるのでございま

す。申しましたのが、あたかも公正取引委員会が産

業構造審議会の流通部に諮問をするというふう

な誤解を受けましたが、これは全く私のことばの足りなかつた点で、申しわけないと存じております。

そのほか、流通部門の利害、特に零細な小売り業者の利害に関することは、公正取引委員会が直接所管をいたしておることではございませんので、関係方面の御意見を虚心たんに十分承りまして、その上で意思決定をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○武部委員 十二日の発表によると、これは十一日の記者会見であります、特に化粧品業界を主にした内容の発表になっておるようであります。私どもが当委員会であるいろいろ問いただした中には、医家向けの薬品の問題ですね、特に医薬品の問題について、これは千二、三百商品あるようですが、このことについてもたいへんこれは問題だ。公取の洗い直しの対象には、最初はむしろ化粧品よりも医家向けの薬品をどうするか、こういうようなことが具体的に出来たことを私は指摘したことを覚えておるのであります、またまた私どものところにも、確かに化粧品の小売り業界のほうから、たいへんきびしく、自分たちの生存にこれは問題があるという大々的な反対運動があることも承知しております。ところが、この医薬品のほうはうんとすんと——これは私どもの承知するところではない。同時に触れておられるのは、もう化粧品業界のことだけしか触れておられない。したがって、六品目、四千商品にのぼる再販の指定商品全部について、いまおっしゃったような見解でおられるのかどうか。

○山田政府委員 むしろ医薬品につきましても、その流通部門に及ぼしますところの利害関係につきましても、関係方面の御意見を十分承りました上で決定いたしてまいりたい、かように考えております。

○武部委員 少なくともこの再販問題については、一年有余にわたっている議論をしてきたところでありまして、私どもの具体的な方針は、

二十四条の二の削除にあることはいままで何回も述べてきたところであります、同時に、それが困難であれば——二十四条の二の削除、それが基本的な方針でありました。それができないならば、新法によって取り締まることはできないだろう。そういうところを経て今日公取が全商品について洗い直すことによって、現行法でも十分効果をあげることができるといふそのことを信じて、少なくとも私どもは公取の現状を見守ってきたわけでありまして、洗い直しとおっしゃるけれども、あまり洗ってばかりおつて、すり切れてしまつて、全然なくなつてしまつてしまふじゃないか、こういうことすら考えられるのであります。したがって、少なくとも私が最初申し上げるよう、外国の輸入商品の問題とか自由化の問題とか、それから小売り業界のレポート、マージンの問題、そういうしたことについては、もうすでに私はわかつておつたことなんです。こういうことは一体いつごろまでに目安をつけるお考えなのか、ひとつその辺を——もうこの段階で当分とかできるだけ早くとかいうことは、私どもとしては承知できぬわけなんです。したがって、この際はつきりと、いまの段階でいつごろどういう形をとりたいと公取は思つておられるのか。いろいろ業界の新聞なりその他で曲げて伝えられる、そういう傾向が非常に強いので、長い期間この委員会の問題になったことですから、この際はつきりとした公取の態度をお示しいただきたい。

○山田政府委員 私どもの内部の作業だけでございまして、大体の目安を申し上げることができると存じますのでございますが、直接私どもの所管でないところの流通部門等につきましても、ただいま申し上げましたごとく、関係方面の御意見を十分拝聴いたしました上で決定をいたしたい、かように考えますので、ただいまの段階におきましてはできるだけ早くいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○武部委員 流通部門のことをおっしゃり、関係部門とおっしゃるけれども、流通部門といい、関係

係方面というのはこのことでしょうか。

○山田政府委員 主として流通部門を担当されま

すところのお役所でございます。

○武部委員 具体的にはどこでしょう。

○山田政府委員 通産省の御関係、たとえば中小企業庁でございますとか、医薬品でございますれば厚生省の御意見も十分承つてまいりたい、かように考えております。

○武部委員 このことであまり時間をとりたくないのですが、もうこのことは何べんも前から言つておるうちに、去年の新法の提案が見送られた際に、厚生省がどういふ態度をとつた、通産省がどういふ態度をとつたということも、私どもは指摘をしたはずであります。ですから、厚生省なり通産省というものが、この再販の新法の提出なり洗い直しについてどういふ見解を持っておるかということは、もうわかつておつたはずなんです。私どもさえわかつておるのであるから、そういうことをいまの段階で、ことさらに厚生省なりあるいは通産省なりの意向を求めなければならなくなつたという理由が、ちよつと私にはのみ込めないのではありませんが、もう一べんひとつ。

○山田政府委員 零細な小売り業者の保護、これも明らかに二十四条の二の守つておりますところの法益の一つであると思得ますので、その角度からの判定というものは、やはり直接所管をしておられますところの官庁の御意見も虚心たんに承りました上できめてまいりたい、かように考えておるわけでありまして。

○武部委員 それではこれで終わりますが、私どもも、零細な小売り業者がこの再販の洗い直しによつてつぶれてしまふとか、経営が成り立たないとか、そういうことに賛成をしておるのではないのであります。少なくとも、この再販の行為によつて、メーカーがばく大な利潤を得ておる、そういう値段をむしろこれによつてつり上げておる。このことが物懸の提案も小売り業者のことばかり言つて。物懸の提案も小売り業者のことばかり言つておるのじゃない。明らかにメーカーの不

当な利潤追求の場にこれになつておる、したがつて、この再検討をする必要があるというのが、一昨年の物懸の提案の趣旨なんです。したがつて、いまおっしゃつておることは、この物懸の提案の趣旨にはない。そのことによってそういう事態が起きる、その原因は一体どこにあるのか。そのことの探求をして、再販行為によつて一体だれがもうけておるのか、だれが利潤を追求しておるのかという具体的な内容というものを、公取自身がもっと明らかにして、そうしてその場から、零細企業についてはいかかか——われわれとしては洗い直すことによつてレポートとか、それから利潤追求が上のほうにあるのだということを、公取としてははつきりといふまで私は示しておつたと思うのです。それをことさらにいま、零細企業のことだけを上げられる。メーカーのことについては一つも言つてない。むしろメーカー側はこれのことについて沈黙しておるのです、はつきり言つて。私は、そこに非常に具体的な複雑な内容を持つておると思うのです。したがつて、きょうはこの再販の問題をこの委員会でも取り上げることに実はなつておらないわけでありまして、先ほど申し上げるような産業構造審議会というふうなことも見て非常に不可解だったので、冒頭に公取の見解をただしたわけでありまして、いづれこれは、あらためてこの問題だけにしぼつてひとつ議論をしてみたいと思ひますから、きょうはこれのことはこれで終わりたいと思ひます。

そこで、最初公取のほうに質問をいたしましたので、続いて、昨日砂田君のほうから、不当景品類不当表示防止法の関係について、地方公共団体が不当表示に関して処分請求が行なわれるように新たに法文を設けたらどうか、こういう趣旨の発言がありました。委員長は前向きに検討したい、こうおっしゃつたわけなんです。このことは、国民生活審議会が四十二年十一月四日に総理大臣に対して答申をした文章に、はつきり記載されております。その文章によりまして、「不当景品類及び不当表示防止法の監視機能を地方においても強化する

ため、地方公共団体の長が公正取引委員会に対して、不当な景品類および表示について必要な処分を求めようとする法令改正その他の措置を検討する必要がある。このように答申であります。きのうの答申によりまして前向きに検討したいとおっしゃておるが、もうすでに四十一一年十一月四日にこの答申が出ておるわけですが、したがって、昨日提案をされた基本法の精神から言うならば、この地方公共団体の責務である、消費者保護基本法第三條、地方公共団体の責務の中にこれは当然入るべきだと思われわけですが、そういう具体的に国民生活審議会の答申もあることですから、法令の改正をお考えになる気持ちはあるかないか、ここまではっきりしていただきたい。

○山田政府委員 昨日申し上げましたごとく、十分前向きに検討をいたしてまいりたいと考えております次第でございます。

ただ、私どもの役所は、まだ何と申ししても非常に手薄であるものでございますから、すぐにこの処分請求権に切りかえまして、その運用がはたして円滑にまいるかどうかという点を多少危惧いたしますので、その点、人員の拡充とにらみ合わせまして十分検討をいたしてまいりたいと考えております。それまでは、昨日も申し上げましたごとく、事実上地方公共団体との御連絡を密接にいたしまして、できるだけこのような案件を処理いたしてまいりたい、かように考えております。

○武部委員 わかりました、定員の関係等もございましょうから。ただ、ここでお聞きしたいことは、この答申の精神に基づいて法の改正の意思はある、そういうふうな理解してよろしゅうございましょうか。

○山田政府委員 方向はそちらのほうに前向きに検討をいたしてまいりたい、かように考えております。

○武部委員 次に、きのうも問題になりました公正競争規約の問題であります。

いまの答申では、この義務づけるということが困難だ。しかし、現実には、正直者がばかを見な

いというようなことになっておるというような、きのうもちょっと答弁があつて私聞いておったのですが、少しわかりにくかつたのであります。きょうは、私ちょっと資料をいただいております。あります、例のかん詰めの公正競争規約の案、あるいは施行規則に記載する事項等、非常に詳細なものが出ておるようであります。何回か、これこそ洗い直しをした上で、公正取引委員会はこれを公聴会にかけて施行する、実施するという方向のようでありまして、けつこうなことではないと思いますが、いまのアウトサイダーの問題が出ておったのですが、この業者が競争規約のこれに従うことも自由であるし、従わないことも自由であるというこのことについては、やはりちょっと危惧があるのです。したがって、正直者がばかを見ないというところを、きのうもちょっと私わかりにくかつたので、この際もうちょっと明らかにしていただきたい。

○山田政府委員 ただいま御指摘の食品かん詰めの表示につきましては、近々、米月の上旬ころになりましかと思ひますが、公聴会を開きまして認定をいたしたいと考えておるわけでございます。内容は、大体におきまして内容物を容易に判別できるような品名で示すこと、これが一つでございます。それから二つには、使用いたしました原材料を多いもの順に示すこと。それから三番目には、肉または魚と野菜の混合いたしました食品につきましては、混合割合を示すこと。四番目には、内容の量目を示すこと。かようなことを公正競争規約におきまして取りきめることになつておるわけでございます。アウトサイダーができるだけ出ませんで、全員がこれに加入してくることを私どももいたしましては希望いたしておるのでございますが、もしもかりにアウトサイダーが出たといつたとしても、それらのアウトサイダーが、ただいま申しましたような表示をいたしておらなかつた場合、これをどういたすかというところだと思ひますが、そういうようなことが実際問題として提起されました場合におきま

て、私どもがそれを不当な表示であるかどうかというところを判断いたします場合の一つの大きな資料といたしまして、業界における大部分の業者が公正競争規約として表示をいたしております場合には、それが正常なる業界の商慣習である、かように解釈をいたしてまいつて自然であらうと思ひます。したがって、アウトサイダーであつてその表示をいたさなかつたもの、たとえばニューコンビーフということだけが書いてございまして、馬肉を使つたということの表示がないような場合におきましては、大部分の業者がニューコンビーフというところに馬肉使用ということ併記いたしておりますのが正常な商慣習である場合においては、これを怠つて表示をしなかつた業者は正常な商慣習に反しまして、消費者に対して誤認をさせるような不当な表示をいたしたという不当性が出てまいります。かようなことで取り締まっていきたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○武部委員 公取の見解はわかりましたが、これは公正競争規約、不当景品類の十條ですね。このことについては、きのう砂田君の発言もあつたように、私たちと与党とは大体同じ意見を持つておるのです。したがって、公正競争規約というものは、当然消費者を守るためにはこの改正を義務づける、法改正というものが必要じゃないかという見解を持つておるわけですが、残念ながらこの点については公取の意見と私どもの場合とは食い違つておるようであります。したがって、きょうは見解だけ求めておく程度にしておきたい。あとでまた公取の問題が出るかもしれないので、もうちょっといていただきたいと思ひます。

次は、食品衛生法の関係であります。飛び飛びになつて恐縮ですが、食品衛生法の十二條、「公衆衛生に危害を及ぼす虞がある虚偽の表示」は禁止をしておる。それに違反した場合に六ヶ月の懲役、五千元以下の罰金、こういうのがあります。問題になつておることは、公衆衛生、きのうも話があつたとおり衛生面だけで危害

を及ぼすということが出ておるわけでありまして、消費者保護の立場から言うと、不正なまたは不当な表示、そうしたことを信用して買った者が損害を受けた場合に、賠償義務というものは全然ない。したがって、そういうものをこの食品衛生法の中に盛り込むという考え方が厚生省の中にありますかどうか、それをちょっと聞いておきたいと思ひます。

○野津説明員 お答えいたします。御指摘ございましたように、現在の食品衛生法は、公衆衛生の見地から表示を義務づけているという形になつておるわけでございます。そのために危害が及ぼされたという場合には、行政法的な立場から申しますと行政処分という形が一つございまして、また別の意味で、それはほかの法律で刑法あるいは民法によりまして損害賠償等の形で補償されるということになると考えております。

○武部委員 そうすると、民法等で損害賠償の請求があり得るから、いまのところ法令改正の意思はない。こういう条文をたとえ入れる、不正または不当な表示を信用して損害を受けた者が、損害賠償の請求を法律の中に入れるという意思は、いまのところないと伺つてよろしいですか。

○野津説明員 現在のところ、そういうふうに御了解いただけてけっこうでございます。

○武部委員 残留農薬、三月二十一日の食品衛生調査会の答申でこのことがいろいろ取りざたをされておるわけでありまして、これは厚生大臣の諮問機関であります、農薬の安全許容量の問題が出ました。五農薬四食品について、安全許容量というものをはつきりされたわけですね。そこで、この農薬問題はたいへん重要な問題でありまして、WHOでもこのことについて相当権威のある報告が出ておる。したがって、五農薬四食品ということになつたけれども、一体この食品衛生調査会では、幾らぐらゐの品目について調査をした結果これだけが一応出たのか。その点をひとつ最初にお

○小高説明員 お答えを申し上げます。

私どもでは、昭和三十三年から残留農薬実態調査というものを行なっております。これは全国の生産地あるいは市場におきまして、実際の農作物をとらえまして、その中の農薬の残留量を分析試験しまして、その実態を調査したわけでありまして、その結果を調査したわけでありまして、二カ年を行なうという計画のもとに続行しておりますが、現在までとっておりますのが三十九年度、四十年年度に行ないましたものでございまして、これは当初の予算の関係上、ただいま御指摘の四品目の結果がまとまりまして、それに基づきまして食品衛生調査会に諮問いたしまして、残留許容量の決定をしていただいたわけでございまして、

○武部委員 日本では、一体農薬の使用量はどのくらいですか。

○安尾説明員 四十二年度で約六百億にのぼっております。

○武部委員 六百億、これは世界で一番か二番ぐらいの農薬の使用量というふうに理解してよろしいですね。

○安尾説明員 総量から申しますと、アメリカが一番でございますが、単位面積当りの使用量から申しますと、世界で一番でございます。

○武部委員 WHOは、昭和三十三年に、ある程度以上の農薬を体内に入れたらぬという許容一日摂取量、そういうものを十五種類の農薬に決定をしたはずですが、そうすると、この昭和三十三年のWHOの十五種類の農薬、これは今度日本のいままの食品衛生調査会が出した答申の五農薬の中に当然入っておりますね。

○小高説明員 一九六三年のFAO、WHO合同専門委員会の報告に入っている農薬もありまして、それからこの報告に入っていないものもございます。たとえば砒素、鉛のようなものにつきましましてはこの報告には入っておりませんけれども、今回の許容量には入っております。

○武部委員 そういたしますと、昭和三十三年のWHOの十五種類の、許容一日摂取量——この十五種類については、今後政府としては検討する意思はありでありますか。

○小高説明員 もちろんでございます。

○武部委員 問題になるのは、リンゴ、ブドウ、トマト、キュウリ、この四食品ですね。これに類するものはまだほかにあるわけですね。それを今回四食品だけに限ったということ、そのことがちょっとわかりにくいのです。もう少し説明してください。

○小高説明員 残留農薬の許容量を設定いたしますには、考え方として基本的なものは、御指摘のように、いわゆる安全量というものを越えないという考え方が一つございまして、それからもう一つ、安全量を越えなくても、できるだけ少いという残留の少ないものを認めていくというために、実態が安全量よりはるかに下であれば、その実態をもっととどめるといふ考え方がございまして、それがいまして、現在調査をいたしておりますことは、実態を調査いたしまして、それらが、現在のところいづれも安全量よりも下回っているものと考えられますが、それでもその実態に即して、安全量よりはるかに低いレベルで許容量を押えていきたい、こういうような考え方をしております。したがって、先ほどから言っております三十九年度からの実態調査というものがまとまりましたものが、この四品目でございます。この四品目につきましまして許容量を設定いたしましたので、今後、その調査の結果がまとまり次第その品目を追加していく予定になっております。

○武部委員 先ほど農薬の単位面積当りの使用量は世界で一番だということの説明がございました。金額にして約六百億、これは調査してみますとほとんどふえておるのです。ですから、日本の農薬の使用量というものは、まだまだ拡大の一途をたどると思うのです。したがって、いま残留農薬というものは、食品の中においては、これはもう非常に重要問題だと思うのです。たまたま五

農薬四食品について許容量の決定をされたわけでありまして、今後この食品の品目について、これは拡大をするという方針ですが、できるだけ急いでやらなければいかぬと思うのです。

そこで、私がお伺いしたいのは、このことについて厚生省はどのような方法で——これは告示ですか。厚生省は告示でこれをするわけですか。

○小高説明員 これは、告示に「食品添加物の規格基準」というものがございまして、その中の食品の規格の一条項として規定していくわけでございます。

○武部委員 そうすると、この検査ですね。先ほど言うように、リンゴやトマトやキュウリやブドウ、これは抜き取り検査以外に方法はありますか。そういういたしますと、出回ってしまつてから抜き取り検査をしてみて、初めて残留農薬がどうかどうかということになるのです。ですから、これは非常に問題が多いと思うのです。私が聞きたのは、厚生省はおそらくいまの告示でおやりになると思うのですが、これを抜き取り検査をする、そういう人は、地方においてはどのような人がやるのですか。

○小高説明員 地方におきましては、都道府県に食品衛生監視員、これは全国の約八百二十カ所の保健所に配置されております。これは、御存じのとおり、兼務を入れて約五千人であります。それが第一線において食品衛生を監視しております。

この場合には、その食品衛生監視員が生産地あるいは市場におきまして取去いたしまして、その取去いたしたものを、都道府県にまた衛生研究所という施設がございまして、そこで化学分析を行なう設備もございまして、人員もおりますので、その衛生研究所におきまして分析試験を行なうわけでありまして。

○武部委員 食品衛生監視員、保健所の配置人員は、正確には、定員からいって五千九十七名という食品衛生監視員、これは各地の保健所の配置人員、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○野津説明員 現在、国及び都道府県に配置されております食品衛生監視員の数は五千九十八名でございます。

○武部委員 この人がすべて残留農薬のことをやっているわけではないのです、ほかにもたくさん仕事があるわけですね、そういう面から見ると、いささか心もとない気がするわけでありまして。したがって、定員問題については、またあらためて私どもとしては取り上げなければならぬというふうに考えます。

この際、農林省にお尋ねをいたしますが、この農薬の安全使用基準をどういうふうにして末端まで周知をする考えか、それを聞かしてもらいたい。

○安尾説明員 今般厚生省でございまして、農林省は農薬の安全使用基準というものを定め、去る三月三十日付で事務次官名で関係方面に通達するとともに、都道府県並びに関係団体を招集いたしまして、趣旨の徹底をはかっております。

それから、先生御指摘のように、この農薬の安全使用基準は、違反しないように農家に趣旨を徹底させることが必要でございます。これにつきましては、都道府県におきまして各県の実態に即応した防除基準の作成あるいは農薬安全使用に関する資料の配布、また病害虫防除所というものが旧郡単位に一所ずつございまして、ここに一万八百名おります病害虫防除員など、末端の指導者を招集いたしまして講習会を開きまして、農家の農業安全の適正使用を行なうように指導しております。

それからなお、指導の強化とともに末端の共同防除組織を育成いたしまして、防除の適正化をはかるとともに、農薬の安全使用基準を守らせるようにしていきたい、こういうふうな考えでおります。

なお、今回対象になりました農薬につきましては、その安全使用基準に即しました使用方法を製品に表示させて販売するように措置いたしております。

なっているのは——食品添加物は非常に重要なことです。これについての監視が、法定基準の大体二割程度しか実際やられておらない。これは非常に大事なことだと思うのです。私もいろいろ調べてみておるわけですが、この食品添加物の少なくとも法定で定められた程度の回数というものは、ぜひとも実施してもらわなければならぬ、こういう点を強く感じしておるわけですが、これは定員との関係があることで、先ほど申し上げたよう

な点で将来の問題として私どもも検討してみたいと思ひます。

○武部委員 その後も一つ、話は前後いたしますが、タール系の色素のこともきのうの問題になっておりまして、それで、まだ十四種類認めておるといふお話がございましたが、これはどうでしょう。このタール系の色素というものは、もう有毒として禁止されるべきものだというふうなことは理解をされるわけですが、十四種類残っておるといふことはどういふことでしょうか。

○小高説明員 私どもも、大体仰せのような方向でタール色素は対処しておるわけでございます。そしてこのものにつきましては、安全性の基準というものを他の添加物よりもさらに一段とさびしくいたしまして、できるだけこの品目をしぼっていくという方針で臨んでおるわけであります。現在、世界じゅうのいづれかの国で使われておりますタール色素というものは七十一品目ございまして、そのうちからそれぞれ別の国が、多いのがアメリカの九品目でございますが、たとえばイギリス二十四品目、デンマークでは三十三品目、それから少ないところでフランスが十四品目、西ドイツが十二品目、それからEBCでは共通の規定を持っておりますが、これが十六品目、かように諸外国においても現在なおかなり多種類の食用タール色素が残っておる現状でございます。わが国としても、今後この問題については、できるだけこれを減らしていくという方向で検討を続けてまいりたい、かように考えております。

○武部委員 方向はわかりました。

そこで、今度は輸入食品の監視のことについて、きのうも話ございましたので、私はもう少し具体的に伺いたいのであります。

この輸入食品の中の有毒食品が相当出回っております。それが輸入監視の目をかすめて国内に流れ込んで、摘発された例がある。そこで、きのうお話をあつた十の港に十九人の監視員がおるといふ

ことで、港も全部調べてみたわけでありまして、この十の港で輸入食品の許可申請というものは、一年間に一体どのくらいございまして、

○野津説明員 大体年間で十二万件ほどございまして、

○武部委員 その十二万件中、化学、細菌とかあるいは異物混入の検査とか、そういうようなものをおやりになった、十二万件中の件数というものはどのくらいになりましたか、パーセンテージはどのくらいになりましたか。

○野津説明員 約七千件について調べまして、パーセンテージにいたしますと六%になっております。

○武部委員 十二万件中七千件だけを検査して、あとは書類検査でフリーパス、こういうことですか。

○野津説明員 現在輸入されます食品につきましては、食品衛生法の十六条の二によりまして、輸入の際に届け出をするということが原則になっていくわけでございます。その届け出の際に、いろいろ問題がありそうなるもの、あるいは重点的にこちらから指示しておりますものにつきましては、取査検査をやつて、その結果違反品が発見されたときには輸入を禁止、あるいは廃棄させるというふうな方法をとっているわけでございます。一応書類の、いままでの経験上だいじょうぶと思われるものにつきましては、これは書類で処理をしております。しかも届け出制というふうな制度があるわけでございますので、非常にむずかしい問題がそこに残つてくるというところでございまして、

○武部委員 この間の報道によりますと、またまた横浜のことが出ておつたのですが、横浜ではこの監視員が四人おりますね。そこで一年間に取扱った許可申請の件数が約四万二千件、そのうちで九百七十七件について検査をした、そのうちで五分の一が有害食品だった。この検査したパーセンテージは、横浜では二%にしかならないのです。四万二千件について九百七十七件しかやらないわけですからわずかに二%、あとは書類審査に基

づいて大体フリーパスという形になるでしょう。これは一体人員が足りないためにこれしかできぬのか、人員さえあればもっともつとどんどんやる、もちろんそうだろうと思うのですが、一体十九人で十の港で年間十二万件のばる輸入食品の監視というふうなことは、實際厚生省としてどうお考えになっておりますか。

○野津説明員 現在の体制といつたしましては、人数も少ないというふうな体制もございまして、けれども、主として根拠にございましては、現在の法制上、輸入をします際には許可を必要とするというふうなことはございまして、輸入の際に届け出をするというところに、現在の食品衛生法ではなつていくわけでございます。したがしまして、これが届け出さえすればその中に違反品がなければ一応許可される、あるいは書類上整備されておれば許可されるというふうな状態になっております。そのものですから、今後の方向といつたしましては、ある一定の食品につきましては、あるいは厚生大臣の定める食品につきましては、輸入の許可制をとるというふうなことを考えているわけでございます。

○武部委員 わかりました。許可制でなしに届け出制だ、したがつてそういうことしかできぬ。それでは、輸入食品にJASマークを適用するといふようなことはお考えになりませんか。

○内村説明員 御説明申し上げるまでもなく、JASは任意にこれをつけるというところになっております。JASに対する、そういう規格を受けることに對する需要があるかどうかというところをまず検討しなければならぬわけでございます。そこで、輸入食品の場合には、現在のところ彼らも持っておりますブランドを主として売ろうという動きがございまして、いまのところあまりJASマークをつけたという需要はございません。しかしながら、輸入食品が必ずしも全部い製品というわけではございませんので、今後消費者保護の観点から、輸入食品をJASマークに加えるといふことについても検討を加えてみたい、こう

考えておるわけでございます。

○武部委員 さっきの厚生省の答弁、もうちょっとはつきりしていただきたいのですが、輸入食品について、許可でなく届け出制、これは厚生大臣の指定するものについては許可といふことも考えてみたい、検討してみたい、このように理解してよろしいですか。

○野津説明員 将来の方向といつたしまして、そういうふうな体制をとっていききたいと考えております。

○武部委員 標示関係について、かん詰めとかサラダ油の標示方法についてちょっとお伺いしたい。

前にもここでちょっと問題になったことがありまして、きのう砂田委員のほうからラーメンの日の付の問題が出されたわけですが、私もあれを見たわけですが、判で押しつてあります。そこで、これはいろいろ異論もあると思いますが、たとえばサラダ油の製造年月日に七七一八という番号がある。七七一八というのは、一九六七年七月十八日ということだそうでございますが、ちょっとこれではわからぬ。かん詰めの類に至つては、なおさらわからぬ。たとえばMOYLという記号がある。MOはミカンで、Yは全糖シロップつきで、Lは大粒、こういふことだそうです。それからその次に製造工場名が書いてあつて、その下に五Y一〇と書いてあるが、五は一九六五年、Yが十一月、一〇が十日、それで一九六五年十一月十日につくつたものだ、こういうことです。それでいろいろ調べてみると、これはハム、ソーセイジも大体同じ方法をとつておりますが、これではちょっと見ても何のことやらわからぬと思うのです。大体かん詰め等の標示については、どういふ方法をおとりになつておるのですか。

○野津説明員 標示の基準が食品衛生法の第十一條に規定されておるわけでございます。これも先ほど御指摘ございましたように、公衆衛生の見地から必要な場合には標示の基準を定めることができるというところになっておるわけでございます。

○野津説明員 標示の基準が食品衛生法の第十一條に規定されておるわけでございます。これも先ほど御指摘ございましたように、公衆衛生の見地から必要な場合には標示の基準を定めることができるというところになっておるわけでございます。

す。そうしまして、その中でかん詰め等に対する標示の規格がきめられておるわけでございまして、ある部分につきましては略語を認めるというふうな、特に製造年月日あるいは製造場所につきましては、現在まで略語を認めるというふうなことになるわけでございます。ただ、私も現在検討しております方向といたしましては、やはり消費者の選択の自由を保護する、あるいは消費者の保護というふうな見方から、これは読みやすい形での標示にすべきではないかというところで現在検討はいたしておるわけでございます。

○武部委員 こうしたことから、すべてメーカー本位のもので、消費者のためのものじゃないというところは、先ほど私が申し上げたことでわかると思うのです。MOYLなんて書いてあっても何のことかわからぬので、そういう意味からいくと消費者が一目より然にわかるような、そういう符号ではない品名、あるいは製造年月日等についても、さきのうのラーメンじゃありませんけれども、あれを見たら、何のことかわからぬと思うのです。Yと書いてありましたが、そういうこと、あるいは字の大きさが、何か字を大きくすると面積をとってどうか、いろいろな事情があるというように聞きました。

それからもう一つ、いまのは製造年月日とかあれですが、たとえばBFCというのは牛肉の味つけということ、それからHFCは馬肉の味つけ、B HFCは牛肉馬肉混合味つけ、ちょっと英語で書いても、私がいま言ったように、BFCといたってわからぬと思います。これが牛肉だということとはわからぬ。そういう点について、やはり製造過程とか、それから行政監視の点から見て識別可能、それから買手が一目より然わかる、こういうものでなければ実際問題としては実用向きではないので、したがって、この点については、もう抜本的に変えるというお考えと解してよろしゅうございませう。

○内村説明員 お答え申し上げます。ただいまの点につきましては、品目ごとの実情

に即しまして規格改正または行政指導上の問題として検討いたしまして、今後実施可能なものから逐次改善をはかるようにしたいと考えております。

○山田政府委員 公取はどうお考えですか。○山田政府委員 先ほど申し上げましたかん詰めの公正競争規約におきましては、ただいま御指摘のございました馬肉の使用いたしましたものは、何ポイント以上の肉太の字で馬肉使用と書かなければならない。また牛肉を二割以上馬肉が主体ではございますが、牛肉を二割以上使用しておりますものについては、馬肉牛肉使用ということを表示させるように、これはまだ認定手続が済んでおりませんが、案といたしましては、さように考えております。

○武部委員 厚生、農林、公取の意見はわかりましたが、大体消費者の側から言っても、これは非常に重要な問題でございします。私もサラダ油を見て、さっきの七七八一というところは、最初はどうしてもわからなかった。それからいろいろ聞いてみたら、六七年七月十八日ということがわかったわけですね。そういう点から見て、十月がOで、十一月がYで、十二月がXというように符号のしかたではだめだと思ひます。したがって、これは公取、厚生あるいは農林といったところで十分御相談なさって、早急に消費者保護の立場から統一ある方針を立てていただきたい、このように要望しておきたいと思ひます。

時間が参りましたので、私は次の機会に残ったものを譲りますが、もう一つ、せっかくおいでになりましたので、通産省に割賦販売についてお伺いしておきたいと思ひます。

前の国会でも割賦販売の問題について、三つか四つの点で問題があつて流れた経過も聞いております。今度また割賦販売の改正法案が出たわけでありませう。

それで三十六年の五月三十日の法制定時に、「政府は、本法施行にあたり、一般小売業者ならびに消費者の利益擁護の立場から、次の事項につ

き、特別の考慮を払うべきである。」という附帯決議がなされました。割賦販売審議会の委員のなかに、一般小売業者ならびに消費者の代表をそれぞれ任命すること。こういうふうな三十六年五月三十日の法律制定時に附帯決議がされておりますが、割賦販売審議会の委員に消費者の代表が加わっておりませうか。

○谷村説明員 割賦販売審議会には消費者代表が二名入っております。消費科学連合会の代表と日本生活協同組合連合会の代表でございします。

○武部委員 いろいろ問題がこの割賦販売にはあるようでございしますが、前の三点か四つの項目についての話し合いがほつてお出しになったというところであります。その点では大体私も了解できるわけでありませう、お伺いしたいのは、割賦購入あつせん、第三十条、証票の譲渡禁止は、「業として」を削除して、何人もできない旨に改める必要はないかという意見を持っておりますが、第三十条、証票の譲渡禁止を何人もできないというふうに変える必要はないか。

○谷村説明員 いまの件につきましても、たまたま個人的に譲り受けるというケースも想定されておりますので、何人もという文句にはなっておりませんが、しかし、業としてこれを譲り受けるという者については禁止されておるわけでございます。

○武部委員 ですから、いまおっしゃったように、かつてにできなかつたということでは困りますから、何人もできないというふうな改めは改めたほうがいいのではないかとこの見解を持っております。お考えがあるかないかだけ聞いておけばいいのです。

○谷村説明員 現在のところでは、特にそういう考え方は持っておりません。法律的には現状で十分でなからうかと考えておるわけでございします。

○武部委員 きょうは本会議の関係で、次の委員会の時間の設定があるようであります。割賦販売法は、消費者保護の立場から言うたといふ問題点

がございまして、一応法案がかつておりますが、私どものほうとしては、これについていろいろたたくさんの提案を持っております。したがって、かりに商工委員会のはうで法案が通るにいたしましたとしても、消費者保護基本法との関係から、将来の法改正というふうなこともぜひお願いしたいというところもございします。先ほど申し上げたように時間の関係もございします。次回十八日にひとつ譲らしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○八坂委員長 和田耕作君。

○和田委員 最初に経済企画庁の方にお伺いしたいと思ひますが、昨日もちょっと申し上げたのですが、けれども、この基本法ができましたという重要な仕事は経済企画庁にかつてくるわけですね。国民生活局は、現在どういふ編成でどういふ仕事をしておられるか、ちょっとお伺いいたします。

○八坂政府委員 私どもの局は、ただいま局長一名、参事官二名ということで、三つの課から成り立っております。一つは国民生活課でございします。これは主として、たとえば具体的な最近の仕事と申しますと、国民生活審議会から二十年後の国民生活のビジョンというふうな答申がございましたが、そういう意味で、やや長期的な生活のあり方というところを所管する課でございします。それから次に、消費行政課というのがございます。先ほど来消費者行政というのはいささか範囲を考

えるかというお話がございましたが、これが主として消費者保護基本法に関連する仕事を担当する課にならうかと思ひます。それから第三に、物価政策課というのがございます。これは物価政策についての読んで字のとおりのような課でござい

ます。

○和田委員 この基本法に、国が消費者の保護に

関してやるべき事項という項目があるのですけれども、この中に、最初から四までの危害の防止だとか、計量だとか、規格だとか、表示とかいう項目は、各省の関係法律を改正していくということに

七

なるわけですが、第五に価格の問題がありますね。公正かつ自由な競争を確保する、あるいは公共料金に対しての気配がえ、こういうような問題を考えました場合に、現在たとえば公共料金の問題で経済企画庁はどのような相談を受けておりますか。

○八塚政府委員 公共料金につきましては、それぞれ、たとえば米価につきましては米価審議会、云々とか、あるいは運賃につきましては運輸省の運輸審議会、どうこうとか、それぞれ各公共料金につきましても、国の約束と申しますか、法令に基づき手続があるわけがございます。ただ、それはそれで当然国全体の物価政策について考慮をされて、各省がそれぞれの約束に従っておきめることになるわけでございますけれども、現在の物価の状況では、やはりもう一度国全体の段階で見直す必要があるというように、主たる公共料金につきましては、臨時物価対策閣僚協議会というところで付議をする。つまり各省が、法律で一つだけできているというものでありまして、そういう閣議決定で設けました臨時物価対策閣僚協議会にかけるといふ約束になっております。その事務と申しますか、庶務を経済企画庁がやる。元来経済企画庁の仕事のやり方は、各省間の総合調整といふことでございますが、必ずしもそういう閣僚協議会云々の約束がなくても、私も積極的にいる意見を申し上げるというものはあり得るわけでございますが、いまのような閣議決定でもって設けました閣僚協議会といふものを通すという約束の上で、われわれがタッチをして相談にあずかっているというところでございます。

○和田委員 最近の物価は、各省の公共料金とそれに類似した料金の決定につきましては、理由はよくわかるけれども、そういう理由で上げられると、国民生活全体から見ると不適当な問題になるというふうなことがよくあります。したがって、そういうふうなことで、いままで数年間の政府の公共料金の引き上げの問題については非常に困りになっておると思う。上げたくないけれども上げな

ければしょうがないということで、そういう問題について、こういう基本法ができる機会に、国全体からのチェック、つまり企画庁の全体的な国民的な立場からの発言を強めるための何らかの措置が必要だとは思わないですか。

○八塚政府委員 昨日も私も長官のほうから、あるいは有島先生の御質問に対するお答えであつたかと思いますが、物価政策は、何と申しましても、国民経済のいわばある意味では象徴のやうなものでございまして、うまくやっていると、あらゆる政策がそれを頭に置いてやらなければならぬという性質のものでございまして、今回の消費者保護基本法に直に組み込まれてないというように私も承っておりますが、いづれにいたしましても、私もかなり強力に、物価政策について、いわばある特定の部門だけではなくて、もう少し総合的な観点から意見も言ひ、あるいはチェックもするといふことは、これは必要ではございますが、ただ、現在の状況を申し上げますと、必ずしも法律的にそういう制度がなくとも、いまのような物価の状況でございまして、各省ともやはり企画庁に相談をせざるを得ないというふうな状況になっております。もちろん内々には、相談をするのはたいへんいろいろの文句が出てどうもいやだといふ気持ちがあるかも知れませんが、世の中がどうもそれを許さないうような状況でございまして、現在のやり方で特にわれわれの発言がしにくいとか、あるいはわれわれのいろいろな意見が各省に考慮されないといふことは、あまりないように感じております。われわれが意見を申ししても、なかなか採用してもらえないことも多々ございますけれども、これはむしろ、いわばそれぞれの事情なりあるいは観念の相違で、結果においてそういうことになる場合もございます。全体の客観的な状況からいいますと、関係各省もわれわれの意見について——あるいはわれわれのほうもかなり隔意なく意見を言っているという状況でございまして、

○和田委員 しかし、不当表示あるいは不良品によって消費者が損害を受ける、そのことに対しての損害賠償の措置について何か新しい罰則とか、そういうものが必要じゃないかという武部委員からの質問があつたのですが、目新しいそういうことをやる必要はないというお答えだつたように思うのですけれども、これは私も、当然何らかの損害賠償についての確実な一つの対策が必要だと思ふ。こういう問題を役所のほうで必要だと思ふやうになるのは、やはり消費者の声ももっと拡大していつて、公正な声が組織化されなければならぬといふことなんでしょう。だから、いまの関係法律の改正の問題でも、正しい消費者の世論が高まってこなければならぬわけなんです。それがないと、議論をしても、いろいろ利害関係もあることですから、なかなか達成できないといふことになるわけなんです。したがって(6)の項目です、

「消費者が自主性をもって健全な消費生活を」云云の、この自主的な消費者の運動を促進していく問題と、それから消費者が知識を持つ問題、この問題を強力に進めていくといふことが非常に重要なことになるわけなんです。実はこれなしにはほとんど重要な問題はやっていけないことになるわけなんです。と、いって、これはたいへんな仕事になると思うのですけれども、現在の企画庁の消費者行政課でこの仕事をやっていけるかどうか、その問題についての所見を伺いたい。

○八塚政府委員 私も先ほど米の御質問を承っております。やはり役所のほうのいろいろな監視体制といふものはもちろん充実をしないわけにはいかないわけでございますが、いま先生のおっしゃいましたように、やはりきわめて多種類の、無数といつていいような品物あるいはほとんど変わつていく商品、役務等に対して、ほんとうにそういう問題を指摘し、問題を提起するといふのは、やはり消費者の側からの行動といふものがなければならぬのだといふことを感じたわけでございます。そういう意味におきまして、確かにいま先生のおっしゃいましたように、消費者の方の

いわば活動の促進、あるいは消費者の方々にいろいろな経路を通じて知識を提供するといふことは、非常に必要わけでございます。したがって、私も、逆に応じますと、確かにいまおっしゃいますように、わが企画庁の消費者行政課だけでは、端的に申しまして、すべてそういう任務をまかしておいてくれといふような陣容その他にたつておりません。むしろいろいろな機会に関係各省にもそういう啓発活動をお願いいたしますし、それから、もちろん一般的な報道関係のいろいろな御活動といふものが当然なければならぬわけでございます。ただ、私も、私どももいたしまして、たとえば消費者モニターといふやうなもの、従来の通常の行政の概念からいたしますと、意識的に消費者のそういう文句を発掘してもらつては困るというやうな性質の活動、施策であらうかと思ひますが、私どもとしては、そういうことでむしろ積極的に消費者の方々の、いわばもやもやと胸の中にあるものにできるだけ火をつけて、そしてわれわれのほうにはね返してもらいたい、そしてそれに対してそれぞれ役所のほうも対応していくというやうなこともやっておるわけでございます。そういう意味で、確かに、お話がありましたように、私どものほうでそのやうな重要な、あるいは範囲の広い問題を全部片づけるというわけにはまいらないかと思ひますが、これは私どものほうも関係各省といふいろいろ御相談をし、そういう線に沿つていきたいと思ひます。

○和田委員 特にこの問題は、関係各省と申しましても、性質からいって、やはり中心の企画庁のほうでほとんど責任を持ってやらなければならぬやうなことになる問題なんで、いま消費者行政課といふのは、人数は何人くらいですか。

○八塚政府委員 十三名でございます。

○和田委員 それは働ける人ですか。

○八塚政府委員 課長を入れまして、役人が十三名でやつております。

○和田委員 一人前に働ける人が十三名おるといふわけですね。

○八塚政府委員 企画庁の職員構成は、わりに一人前の人が集まっておる構成になっております。

○和田委員 つまり、この基本法は新しいたちの法律であるから、行政の基本的な立場を変えていくというところになる基本法ですね。したがって、そういうPRとか、あるいはこの趣旨を説明をしていく、国民の新しい消費者としての組織をしていく、たいへんな仕事だと思ふですね。そういう点に対してはあまりに手薄な感じ——それだけではなくて、またあとに苦情処理についての指導もあるだろうし、あるいは消費者組織の問題もあるだろうし、あるいは消費者保護会議の事務もある。ほかにたくさん仕事があるわけです。こういうような問題について、企画庁としてそういう問題の受け入れ態勢があるかどうか、非常に心もとない、失礼ですが、私もそういう感じがするのです。したがって、そういうことについて、企画庁のそういうふうな陣容をもっと拡大していく、あるいは他のところを削ってもそういうところを拡大していくということが必要じゃないかと思うのですが、その点どうお考えになりますか。

○八塚政府委員 御承知のように、企画庁の仕事のやり方は、具体的な法律をあまりかかえておりません。関係各省を連絡し、あるいは意見を言いつつながらそれぞれ動かし、いくという仕事の性質、仕事のやり方になっておるわけでございます。確かに、この基本法そのものは、私も最も大きく受け持つ役所でございますから、この精神に基づいて絶えず関係各省の行政と連絡をしていくというところでございまして、必ずしもいわば一つの法律を施行するためにこういう人数が要するというふうには、やや具体的な法律を施行するのと違ひまして、ならないかと思ひますが、私どものほうもなお、新しくこういう法律ができて、昨日も長官が意識革命ということをおっしゃいましたが、単に意識だけの問題ではなくて、やはり具体的な行動もそれ相応に重加されてくるというふうには考えておりますので、できるだけ現有勢力をフルに使いますとともに、今後仕事の進展に

じて、いま御指摘のような点も検討はいたしたいと思つております。

○和田委員 いまの問題だけでなく、その次の問題として、現在地方公共団体にある消費者行政についての事務は、きわめてばらばらなわけですね。比較的進んでおるところもあるし、ほとんど緒についてないところもある。こういう基本法ができますと、各府県あるいは市の消費者行政の体制というものが、大体同じような歩調でずつと上がつていかなければならないという場合に、そういう仕事をやる企画庁の仕事はたいへんだと思うのです。つまり中央各官庁との連絡の仕事だけでなく、地方の自治体との連絡の仕事もある。こういう新しい仕事を組織していく仕事の幅なり内容なりというものを、もっと深刻に受け取る必要があるんじゃないかということですね。どうせ法律ができて、まあまあという気持ちで、これはいままでの基本法と同じように絶対だめなんです。そうでなくて、この法律をやるためには、各省間の連絡もあり、推進もあると同時に、もっと大きな事務的な仕事、各ばらばらの地方の行政機関との連絡、調整、指導という問題、これはたいへんな仕事だと思ふのです。つまりそういうような問題をもっと真剣に行政の組織として受けとめていくということが必要じゃないかと思うのです。ぜひともひとつその問題をお考えいただきたいと思ふのです。必要があれば私はこの委員会でも——これはちょっと話になつてゐることですけれども、企画庁自体がその気にならないと、この委員会では何ほやれやれと言つたつて何というわけではないわけですから、ひとつこの問題を真剣に、拡充についてお考えいただきたいと思ふわけです。

企画庁の組織の問題はまだあるのですけれども、時間がございますので、他の機会に譲りたいと思ひます。次に、厚生省の生活協同組合の関係を御質問いたしたいと思ひます。いまも触れましたけれども、やはり日本における消費者行政がようやく国に対してやつてもらうというふうな、あるいはやるべきだという形で問題が提起されてきておるのですけれども、ほんとう言つたらこれは消費者自体の問題なんですね。消費者の自主的な一つの運動があつて力が強くなつて、これに国がついていかざるを得ない。それが民主的な先進国の歩んでゐる道なんです。そういうふうな面から見ますと、いろいろと消費者の組織はありますけれども、やはり基本組織というものは、消費者みづから自分たちの生活を守つていくための生活協同組合的な動きが強力な刺激にならないと、商取引機構の改善、合理化の問題も刺激にならないし、いろいろな価格の問題でも公正な運動が起こつてこないということじゃないかと思ふわけです。したがって、生活協同組合というものは、民主的な先進国においては例外なしに強力なものがあるのです。イギリスでも北欧の諸国でもそうです。しかし、日本にはないのです。極端にいふと、ないと言つてもいいくらいに弱々なんです。厚生省ではそういう課を設けてやつておられるようですが、なぜ日本ではこの運動がいままでのように発展しないのか、このことについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○今村政府委員 お答え申し上げます。一番根本問題のお尋ねでございますが、実はいまお話に出ましたように、昭和二十九年——だいたい古いのですけれども、私、スカンジナビアを生協の問題で半年ずつと回つてきたわけですが、つくづく思ひましたことは、三点ぐらいあると思ひます。一つは、非常に言いにくいことでありますが、生活合理化でぎりぎり一ぱい利用していくという気持ちで、わりに薄いのじゃないかというのが実感でございます。要するに、変な話であります。が、背越しの金は持たぬとか、あるいはムード派でその場で物を買つてしまふとか、あるいは義理人情でその近所の知つたおばさんから買つてしまふとか、そういう非常にムード的なものが一つ。

それからその底には、やはり経済生活というものに対する合理的な考察が、向こうの人間より非常に少ないんじゃないかというふうな気がするわけです。これはイギリスのCWSにしても、フィンランドのSOKとかOTKとか、ものすごい大きな、日本では三井、三菱に匹敵するものではないかと思はれるくらい、生産から流通まで持つた組織があるわけです。その点一つ。第二の点は、日本の過剰人口というのをつくづく考えました。フィンランドは、日本国土の八割ぐらゐのところに人口四百五十万ぐらゐおる。したがって、流通過程に人間をさくよりも、いかにして森林労働者とか労働者を獲得するかというところの問題、したがって、消費流通過程において人なんかさかない。村なら村で日をきめてみんな注文して町に買いく。そういうふうな、必然的に、やむにやまれない過程において共同のものをしていられておるといふことが一つあると思ひます。その点、日本におきましては、人口過剰という問題もあると思ひますが、中小企業が非常に多い。したがって、その中小企業が、それぞれに全部必死に自由競争というふうなことでありますだけにマージンが薄いということ、その辺が生活協同組合も一つの新しい方式として中小企業と戦つて、それよりもっと経済的に国民が得をする経済合理性があるのだというところ、いくまでには、なかなかむずかしい。そういうふうな中小企業との競合問題が一つある。第三点におきましては、これまたこんなことを言つていいのかわかりませんが、この法ができますとき、賀川先生などがおられました。結局、指導者というものが生協のあり方について十分理解して、それを全国民にPRしていくという、向こうでいへばキリスト教みたいなの、一つのコミュニティーの全体の生活を守ろうというみんなの気持ち、それが自然に入ってくるわけですが、日本の場合にはそれがなくて、ハイカラな、外国からの輸入品みたいなやつで受け取られる傾向が相当あるのではないかと。たとえば賀川先

生の、例の灘の前身でありますような市街地購買組合というふうなもののときには、それこそ信念をかけてやった。それは、ぎりぎり、経済合理性というものを組合員に還元するのだ、そういう思想があったと思うのです。その辺が、やはり、たくさんおられますけれども、まだ指導的な立場にある人が非常に数が少ない。したがって、これはいいものだ、ひとつやってみようという程度で始めて、なかなか経済的にうまくいかない。それではやめたと簡単につぶしてしまおうという組合がいままでたくさんございました。その辺の指導というふうな問題あるいは中小企業の問題、あるいは国民全体がというふうな問題、その辺の三点に尽きるのではないかという気がいたします。

○和田委員　ごもっともなんです。つまり、いまの三点とも、現在の日本では急速に改革を要求されておる。もっと科学的な生活をしなければならぬ、というの、非常にテンポの早い技術革新によって、いやおうなしに迫られておる問題ですね。人手が余っているという問題だって、最近ではもう人手が不足しているというのは今後ますますふえる。その問題を考えましても、つまり生活協同組合、ああいう形そのままのものじゃないのです。日本には中小企業、零細な商店街があるのですから、そことの関係で二つとも組織された形のタイアップの姿が私は考えられるのですが、いづれにしても、日本においても生活協同組合をつくらなければならぬ、特に物価の問題を考えましても、消費者がある程度組織されて消費者としてのデモンストレーションのできるのはそれ以外にないし、また、そういう力なしには、商取引機構の問題でも物価の問題でも、強力に推進していく足場がないわけですね。いま物価問題を解決するためにも、こういう強力な国民の消費者としての組織化というものが、必要な時期になっているわけですね。こういうふうなことから、この基本法というものは、つまり民主的なそういうものができることを予想しておるという、これははっきりそういう気持ちがあると思うのですね。

したがって、いま申されたいいろいろな困難な原因はわかりますけれども、私は、一つの重要な要素が落とされておるのは、この問題は品物を扱う、あるいは金を扱うことですから、信用のある機関でないとなかなか預ける気持ちにならない、組合

員になる気持ちにならないということだろうと思うのです。昭和初年に各地域で生活協同組合が起こってきたときには軒並みつぶれていったのは、やっている人が、これは指導者の問題ではありますけれども、使い込んでしまおうということ信用がなくなつて、自然崩壊をしてしまつたという結果が多いですね。この問題を考えますと、いまの生活協同組合の法律を拝見しますと、せんだつていろいろ灘の現在やつておる数少ない人たちの話を聞きましても、いま県単位ですね、県を越えちゃいけないという規定がありますね。あの法律の規定は、当然変えなければならぬじゃないかという感じがするのです。たとえば神戸の灘であれば、大阪とか京都付近へ当然伸びてもいいし、またそういう必要があれば、そういうふうなもののが全国的に足を伸ばしていてもいいじゃないか。ヨーロッパのそういう発達した協同組合というのは、何も地区的な単位もありませんね。全国的なのは、何も地区的な単位もありませんね。全国的な強力なものを持つてゐる。しかもこれは商品の扱ただけではなくて、保険もやつてゐるし、銀行のようないふこともやつてゐるし、あるいはメーカーのようないふこともやつてゐるというふうなことで、強力なものになつてゐるわけですね。したがつて、現在の協同組合の中には地域的な限定、これは各地域の自主性というものを地方自治の關係で重んずるということとはわかりますけれども、そういう問題を越えて、消費者としての組織の急速な発展が必要な現段階においては、この生活協同組合のあの項目だけは撤廃したらどうか。地域を越えてやらす、信用のあるものはどこへ出張つていってもできるということですね。まあどこまでもいいということはないでしょう。関西地方とか、あるいは関東、東京なら神奈川とか千葉とか埼玉、あの付近とか名古屋付近だとか、こういうような

ことになると思いますけれども、こういうふうな
ことのもっと自由な活動ができるような、信用の
ある組織が伸びられるような、そういう法改正を
する必要が私はあると思うのですが、どうなんで
すか。

○今村政府委員 お答え申し上げます。

いまおっしゃいますように、灘の実況を田中さんと浦井さんとよく議論したことがございます。ただ、いまの法律では、職域によるものは全国的に伸びていくものがありますが、区域は都道府県を単位とするというふうにはつきり書いてあります。あの当時、終戦直後の状況ではやはり生活と生活の結びつきだ、地域共同体だという思想で、せいぜい市あるいは町村、あるいは伸びても県という単位が一つの限界であろう、それ以上になりませんと、一つの、いまおっしゃったように資本信用というのにまかせてということでは、その地域に密着した生活の合理化というものはむしろしないのじゃないか、こういうふうな議論が大体まともでありまして、そういうふうな条文になったと思うのであります。したがって、いまおっしゃいますように地域地域のことを尊重して、大阪は大阪で、京都は京都で、それぞれのものを伸ばしていきなさいという気持ちにはあつたのだらうと思います。ただ、最近のように、いわゆる東京の首都圏とか、それから近畿圏とか、それから交通事情も全然違ってくる、しかも大都市集中というのは非常なテンポだということになりますと、この問題も再検討せなければいかにぬのじゃないかという気はいたしましたしております。ただ、問題は、そのほかにいろいろな行政をひくくるめまして、知事の認可権とか、何とか認可権といったような、一般的な、いわゆる大都市集中に基づくものとかみ合いもありますので、実はお話に出ました灘生協が大阪へ来るといふのも現状ではどうにもならぬ、やはりその地域、灘の一連のものとしてそれぞれの生協をつくつたらどうか、それは精神的にはびつたり底のほうでは一本になっているといふか、このように、というふうな話を実は申し上げたこと

とがございます。ただ、いまお話しになりましたように、やはり交通事情とか人口移動とか、全部状況が変わってきている最中でありますので、ひとつこの問題は十分に検討してみたいと思います。やはりその地域地域のものは、なるべく育てていきたいという気持ちも十分持っております。

○和田委員　いろいろ理想論がありますけれども、実際いままでもやってみて発展してない、できてもつぶれておるといふこの事実がやはり物語っているわけであつて、地方地方の自主性というものは大事だし、運用としては非常に重要ですが、もつと広域化して考えてみる必要がある。また、いまの職域関係の生協でも、そういうものが広くなつてきますと地域との連絡もとりにやすくなつてくる。もともと職域のものが地域に影響を与えて出てくるものが多いですから、あの地域の生協にしましても、職域であつて地域へ広がつてくるといふのが多いわけですから、その二つが関連する場合にもそういう問題も考えてみる。何しろこれは信用のあるものでないと預けはしませんよ、お金やいろいろなものを。そういうことを特に感じますので、ぜひひとつ御検討いただきたいと思うのです。

それから、これはあけすけに申し上げて、小売り商の問題といろいろ対抗関係に立つ要素があるのです。この問題は非常にむずかしい問題だと思ふのです。

この問題を解決するにはいろいろなアイデアがあるのじゃないか、たとえば小売り商のいろいろな連合した近代化組織と地域のそういう組合との、そういうものとしての接触のしかたというものはあるのじゃないか。組合自身が品物を扱うのではなくても、近代化されてきた小売り商の連合に品物を扱わず形で、二つを調整していく方法もあるのじゃないかと思うんですね。これはいままでの純粹な生活協同組合というもののじゃないのですけれども、そういうものにあまりこだわらなければならないと思うのです。ただ必要なことは、

国民が消費者として組織される、そして重要なインフラを持つ合理的な配給問題に発言をする、国のために発言をするということなのですから、あまり従来の生活協同組合の原形にとらわれなくてもいいと思うのです。特に小売り商の問題などはそういうことを考えてみる必要があると思うのですけれども、いざにしてみても、そういうふうな少し従来のワークを越えて新しい段階で消費者の基本組織としてひとつお考え願いたい、法律改正の場合もそういう点を考慮していただきたいと思うのです。

次に、企画庁とそれから公取の方、これは私自身も自信があつて申し上げているのじゃないのですけれども、この基本法にもありますが、公正かつ自由な競争の条件という項目がございます。物懸の提案でも自由な競争という問題を非常に強調しておられるし、あるいは国内と国際価格とを同じレベルで持つていきたいというふうな考え方もある。自由な一つの価格形成というものを強調されておる、これが現在の日本の価格政策の根本になっておるわけですね。この問題と、しかし現実におそらく日本の価格の場から言いますと、半分以上の影響を持つておるのは公共料金とか、あるいは政府の許可あるいは認可によつて価格をきめていく、重要なこういうふうなことをきめていくわけですね。これが価格問題に影響している要素というのは非常に大きい、半分以上だと私は思うのですけれども、自由な競争とは別にそういうものがあるわけですね。許可あるいは認可によつて価格をきめていく。この二つの問題が、現在どのようにバランスがとられておるのかということ、これは非常に理論的な問題になって恐縮なんですけれども、こういう問題を、価格を扱う方としてどういうふうにお考えになっておられるのかということですね。

○八坂政府委員 いわばたいへん基本的な、あるいはむしろ難しい問題でございまして、必ずしもいまず的確な答えができないと思います。ただ、国民生活の中で、公共料金とその他の商品、

役務の価格とどちらがどういうふうにより多いかといえ、やはり公共料金以外のものが量的には多いと思います。あるいは取引の回数からいっても多いと思います。ただ、公共料金は、いわば政府の政策の表現になりますから、そういう意味で、政策的な影響としては公共料金が非常に大きいのでございます。そこで、現在の物価政策の一番問題は何かというところから考えていくといたしますと、私どもの考え方は、いまお話しになりましたように、自由な競争市場というものがあらゆる部門でつくられていく。特に大企業なりそういうものの製品に対して、そういうふうな状況が望ましいということが第一点で、それに対して、元来非常に多数の零細な生産者なり販売業者が扱つておりますものは、通常の場合は自由競争に近い状況でございまして、制度的にはいろいろな制限がありまして、必ずしも自由競争になつておりませんが、やはりこの点につきましても、他のものとの兼ね合いで、できるだけ自由競争が望ましいというのが基本的な態度でございまして、

そこで、それから公共料金は自由競争の中でどういうことであるかという点から言いますならば、公共料金は、自由競争が自然的にあるいは社会的にできない企業について、いわば自由競争にかわつて自由競争が行なわれるような状況を想定して政府がきめるということでございますが、そういう意味では、やはり公共料金も自由競争の状態を頭に置いてきめていくのが一つの行き方である。ただ、公共料金の場合、さらにその他のいろいろな政策的な配慮が入りますから、一義的に、いま申し上げましたようなことだけではいかならないと思うのです。考え方の一つの基礎としては、絶えず自由競争というものを頭に置きながら、自由な競争ありせよという姿になるだろうというふうな形で考えていかなければいけないのじゃないかというふうにも思うわけでございます。どうも問題に対してあまり的確な答えができてないと思いますが、今後いろいろ御指摘がありましたら、さらに勉強していきたいと思ひます。

○山田政府委員 ただいま御指摘の問題は、理論的にも非常にむずかしい問題があると存じます。私も独断法を運用いたしてまいりますものの立場から申しますれば、むしろ、公正にして自由な競争によつて、マーケットメカニズムを通じて価格が形成せられていくことをできるだけ守つてまいりたい、こういう気持ちで強く持つておるわけでございます。しかし、ただいま国民生活局長からお話ございましたように、私の考えでは、大きく申しまして二つの例外があるかと存じます。

一つの例外は、ただいま御指摘のございました、法律によりあるいは国または地方公共団体の意思によつて価格が形成せられる場合でございます。これは、ただいまお話のございましたように、公正にして自由な競争にまかせますことが取引の性質上むずかしいものであるか、あるいはかりに可能としたとしても、それにまさせるよりもさらに次の高い利益があつて規制をしなければならぬ、この場合だけに限定していただきたいものと、私どももいたしましては考えておるわけでございます。

それから第二の例外といたしましては、御承知のように、独禁法の適用除外になつております法律がたくさん、たしか四十でございましてあるわけでございます。たとえば中小企業等の一部におきまして、価格の形成をひとり競争原理によらないできめる分野がございまして。これはおそれく、そういう業界の利益を守りますことが、さらに大きな公益である場合に行なわれておるものと思つてございまして、直接所管をしておられます役所から私どもは御協議を受けまして、そのつど御相談に応じておるわけでございますが、これでもできるだけ少ない、必要最小限度にとどめていただきたいという気持ちを強く持つておるわけでございます。現在適用除外を認めております法律の数が少し多いような気持ちはいたしますので、十分検討いたしてまいりたいと思ひます。それから最後に申し上げたいことは、公正にし

て自由な競争にまかせて価格形成が行なわれておるたてまえの領域において、どうも競争が何らかの事情によつて十分行なわれておらない分野もあるのではないかと。これがおそらく、いま外国においても大きな問題になつております管理価格の問題であらうかと存じます。これにつきましましては、私どもの役所といたしましては、十分調査研究をいたしましてこれに対処いたしてまいりたい、競争原理を十二分に発揮をさせてまいりたい、かような考えでおります。

○和田委員 いま最後に申された問題が特に重要だと私どもは思ひますけれども、公正な自由競争という問題は、政府は価格政策として言つておるし、基本法でも公正な自由な条件というものは非常に重視しているわけですね。ただ、この問題だけを取り上げてまいりますと、そうしてこの問題がラスアルファという形で公共的な料金のきめ方という問題を考えますと、非常に不当な状態が出てくるんじゃないか。いまおつしやつた寡占価格の問題もそうだけれども、あるいは先ほど武部委員が取り上げられた再販制度の問題でも、現在山田公取委員長はたいへん困つておられる、困つておられることは言外によくわかります。これは公然とした再販品目のほかに、やみ再販という問題がありますね。もっと幅広く、深く流れるやみ再販、つまり自由な競争にまかせないという形で、実際はやみ再販になつておるといふことですね。それが自由な競争条件にまかしておるのだから政府は責任がないんだ、目に余るものはそれはやるでしようけれども、そういうふうな意味の責任のなれになる可能性が非常に多いですね。自由な条件をつくるのが一番いいんだ、したがつて政府はそうするんだ。しかし、実際は自由な取引条件なんか、どこにもないですね。寡占価格があり、あるいはやみ再販がある、その他いろいろなさういう類似行為がたくさんある。しかし、自由だから何も責任がないのだ、こういうことですね。たとえば去年の牛乳の問題でもそれと似た問題がある。農林省は、自由な価格形成にまかしたほうがいい

という判断で行政指導をはずした。ところが、ま
かした結果は、牛乳価格が下がる気配は一つもな
い。実際牛乳の販売店については、大メーカーの
息のかかった小売り業者の系列がずっと入ってき
ておる。いろいろな問題があるわけですね。ある
いは不況カルテル、いろいろな形で例外行為が出
てくる。

こういうように考えますと、自由な価格形成と
いうものを限界なしに、この原則に従って価格の
指導をしていくのだということになると、実際に
おいて行政の責任のされになる可能性が出てく
る。この基本法にしましても、確かに、公正な自
由な価格形成の状況をつくり上げていく基本とし
て重要だと思えます。思いますけれども、今度そ
れと並んで、同時に、そういうふうなものと組織
なり価格決定の裏にメスを入れていかなければな
らない。ところが、再販の問題というものは、
先ほどの小売り商だけに被害が及ぶようなこと
うでなく、メーカーの段階で何らかの形で国が責
任をとって、コストに見合った公正な価格をつく
ることについてのある種の指導というものがあつ
てしかるべきなんです。そういうことをおやりにな
らないで、再販をやるとかやらぬとかいうふう
な問題だけに目をあれてしまふというところに
焦点があるのじゃないか。いずれにしても、そう
いう消費者保護基本法という問題のところで、消
費者自体の立場から価格の問題も、流通機構の問
題も、あるいは安全、すべての商品の公正な取引
という問題をながめてみますと、違つた目で見
る必要があるのではないかと。特に再販なんかの問題
を考えますと、非常にむずかしい問題です。実際
の問題として、先ほど公取委員長がおっしゃった
三つほどの条件、これは武部さんが質問するのは
あたりまえだと思えますね。あたりまえだけれど
も、現実に小売り商のあれがある。これももつと
もな点がある。それを対策もなしにはずしてどうな
るのだというもつともな御意見、こういうふうな
なるわけで、結局のところは、メーカーのところ
でもつと合理的なチェックができないかどうか、

そういう問題はどうかというふうにお考えなんでしょうか。

○山田政府委員 私どもは、公正にして自由な競
争によつて価格が形成されることを目的としたし
まつて努力しておりますが、ただ、それは決して
口頭で終わることなく、やはり経済の基盤にお
いてそういうような競争条件が確保されることを
常に見守つた上で、自由な価格形成というものを
維持するようにいたしたいと思つておる。か
ように考えております。

○和田委員 そういう条件ができないという見通
しに立てばどうなんですか。現実において寡占そ
の他の問題でできているかどうか。大部分の問題
で——あるいは再販の問題でも……。

○山田政府委員 やみ再販の場合には、私どもと
いたしましてはこれを厳重に規制してまいりたい
と考えております。

それから競争条件が実際上むずかしいというよ
うな業界は、私ども十分調査をいたしまして、関
係の官庁とも十分打ち合わせをいたしまして、何
らかの方法で競争条件が確保できるように十分
努力をいたしてまいりたい、かように考えており
ます。

○八百板委員長 関連質問の申し出がありますの
で、これを許します。小笠公昭君。

○小笠委員 ちょうど最も重要なところへ来たよ
うですが、経済の動向、企業の動向を見ますと、
近代工業というものは順次寡占体制になつてい
く、流通部門におきましても順次大型化するとい
う形、それは結局そういう寡占への進行過程、そ
ういうような場合に管理価格が出てくるという問
題。そこで、管理価格の場合、御調査して何らか
の手を打つという御答弁だけれども、現行独占禁
止法で可能かどうかという法律論がある。こうい
う時代の変化に伴つて、独占禁止法をその意味に
おいて見直すという考え方があつたかどうか、それ
だけ一点聞いておきたいと思つておる。

○山田政府委員 ただいま寡占の御指摘がござい
ましたが、わが国の現状を見ておりますと、競争
的の寡占と協同的の寡占とがあるようでございま
す。競争的の寡占も相当たくさんあるようでござい
まして、この分野におきましては、やはり競争原
理による価格形成というものが可能であらうと思
えております。協同的の寡占になりました場合に
かいたすかというところでございまして、これは
非常にむずかしい問題でございまして、今後私
どもが検討していかなければならない一番大きな課
題であらうかと思つておる。管理価格という御指
摘がございましたが、管理価格にも直ちに現在の独
禁法に触れます管理価格と、それから触れがた
い、触れない管理価格とがございまして、今後経済
の動向その他を十分よく検討いたしまして、どう
してもこれを規制する必要がある場合は法律の改
正も検討いたしてまいりたい、かように存
じております。

○小笠委員 お答え、それでけっこうなんです
が、ただ日本経済の動向を考えますと、特に技術
発展の関係から考えますと、そういう最も大事な
ところがいまの法制でカバーし得ないのであり
ます。ドイツの独占禁止法、いわゆるカルテルの
あれは五十何条あるような考え方、いわゆる消費
者なり国民大衆を守つていくという形においても
う一ぺん振り返る段階にきておるのではないかと
いう感じをしみじみ持つのです。そういう意味
で、現行の独占禁止法を運用するだけで十分だと
いうお考えが、ともかく少し支配的になり過ぎて
おると思う。もう少し考え直してみ、再検討の余
地があるのではないかと、そこに初めて国民的指導
の立場がとれるのである、こういう感じを禁じ得
ないものから、ぜひひとつお願い申し上げたい
と思つておる。

○和田委員 いまの御意見、非常に重要な意見だと思
いますけれども、とにかく価格の問題について
も、そして価格の裏になつておる経済組織の動向
の問題についても、ちょうど消費者保護基本法が
できたのを機会にして、いままでの通説に見える
ような考え方を一ぺん白紙にして考え直してみ
る必要があるのではないかと、そういうふうなデ

々、重要な項目がたくさん出てきておるのではな
いかと私は思ふのです。私どももこういうものを
つくる責任がございまして、ひとつ今後とも大
いに要望していきたいと思つておる。

なお、法律の問題で二、三点ありますけれども、
時間もありませんから他の機会に譲りたいと思
います。どうもありがとうございます。

○八百板委員長 次回は明後十八日、木曜日、午
前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会する
こととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会